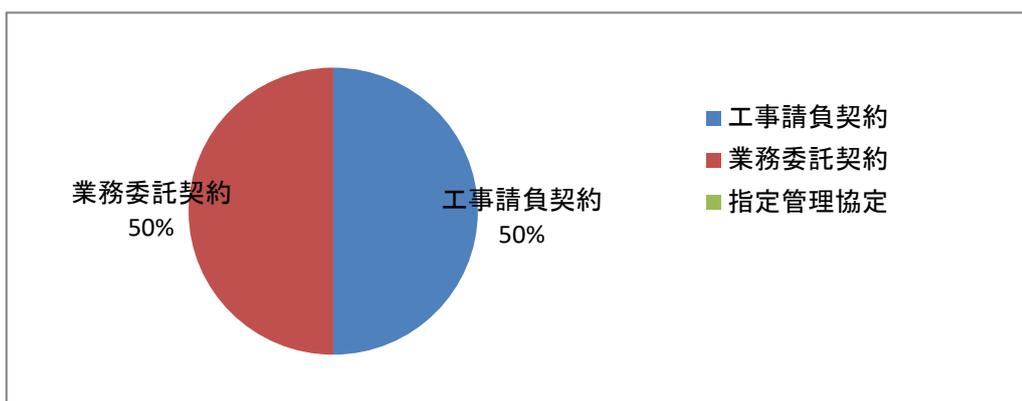


平成29年度 事業者向けアンケート 集計結果

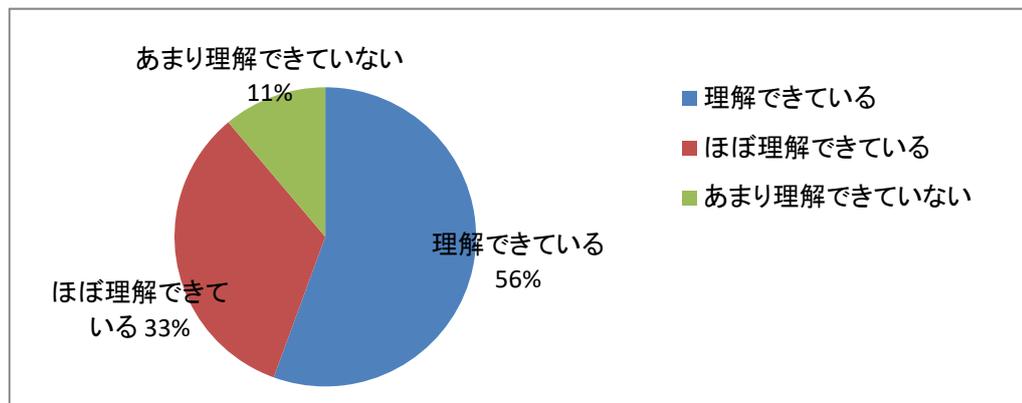
問1 貴社(法人)が受注した公契約条例の労働報酬下限額適用案件(以下「適用案件」という。)は次のうちどれですか。

項目	回答数	割合
工事請負契約	9	50%
業務委託契約	9	50%
指定管理協定	0	0%



問2 本市の公契約条例が施行され5年目となりますが、公契約条例の制度について、どの程度理解できていると思いますか。

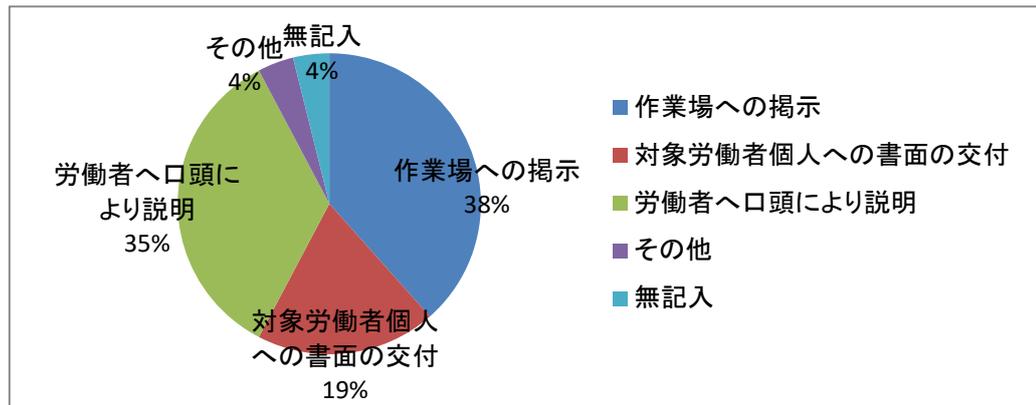
項目	回答数	割合
理解できている	10	56%
ほぼ理解できている	6	33%
あまり理解できていない	2	11%



問3

条例では、適用案件の受注者は、労働報酬下限額等の事項をその業務に従事する労働者(以下「対象労働者」という。)へ周知することとされていますが、どのような方法で周知を行いましたか。

項目	回答数	割合
作業場への掲示	10	38%
対象労働者個人への書面の交付	5	19%
労働者へ口頭により説明	9	35%
その他	1	4%
無記入	1	4%



問3-1

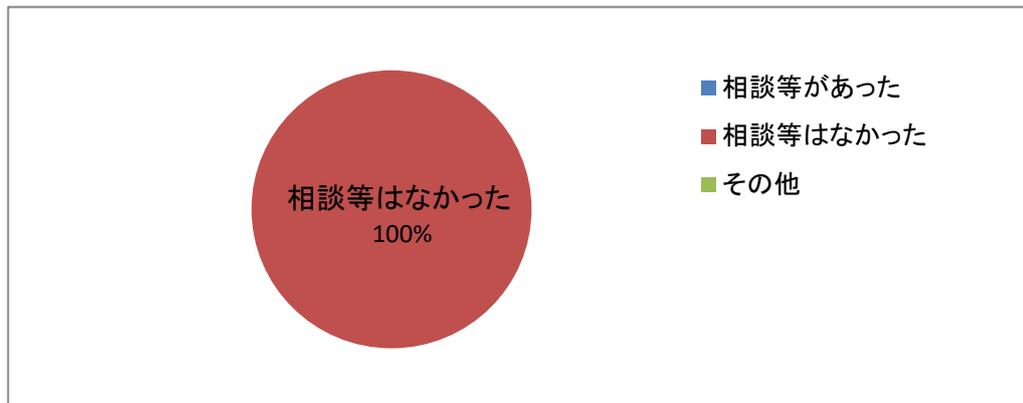
周知方法について、問3の方法以外にどのような方法が効果的だと思いますか。御意見がありましたら、御記入下さい。

- ・上記の方法で十分に伝えられると思う。
- ・市民の人が理解を出来るように、広報などに何度か取り上げたら良いと思います。
- ・雇入れ時に説明する。

問3-2

公契約条例に関して、対象労働者から相談や質問はありましたか。

項目	回答数	割合
相談等があった	0	0%
相談等は無かった	18	100%
その他	0	0%



問3-3

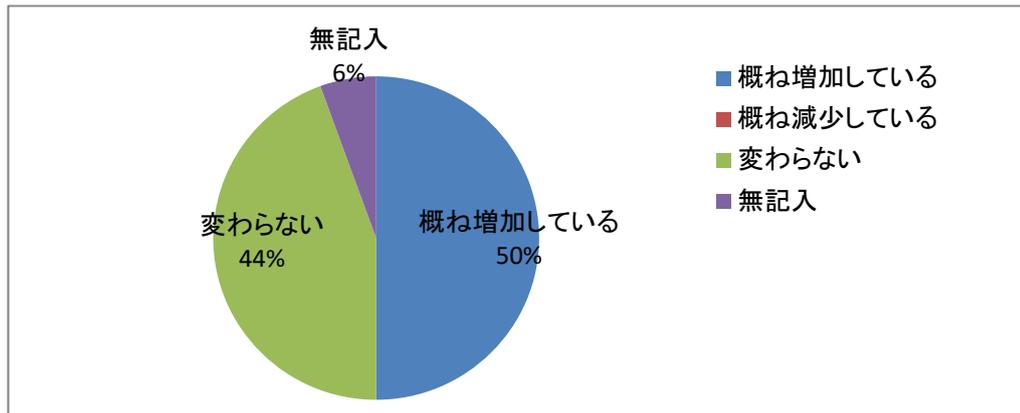
相談等の内容はどのようなものでしたか。

該当なし

問4-1 適用案件になったことによる労働報酬下限額の設定に伴い、対象労働者への賃金に変化はありますか。

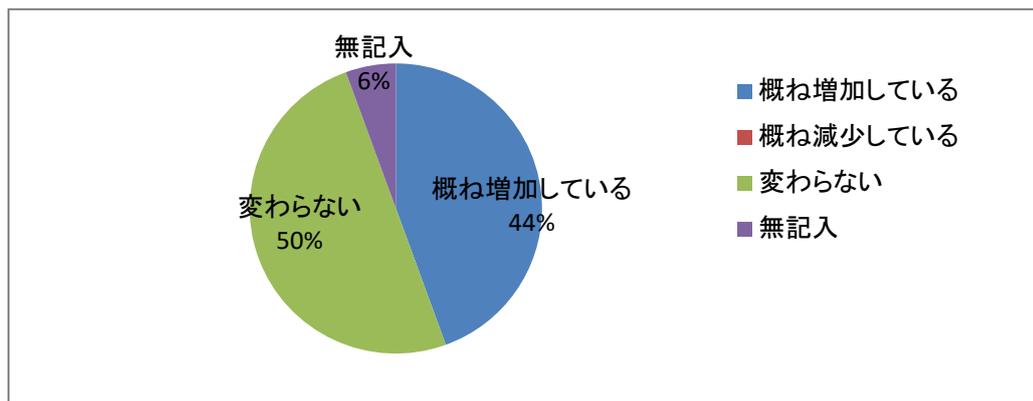
【時間単価】

項目	回答数	割合
概ね増加している	9	50%
概ね減少している	0	0%
変わらない	8	44%
無記入	1	6%



【月額】

項目	回答数	割合
概ね増加している	8	44%
概ね減少している	0	0%
変わらない	9	50%
無記入	1	6%

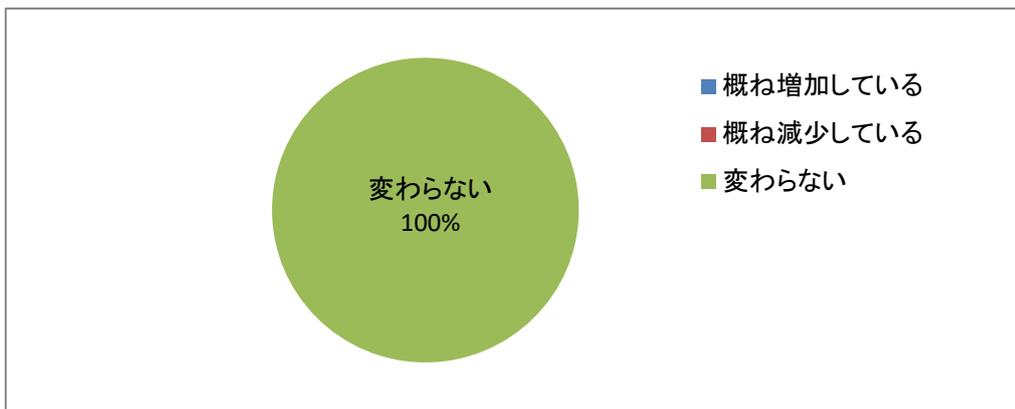


問4-2

適用案件になったことにより、対象労働者の人数や構成に変化はありますか。

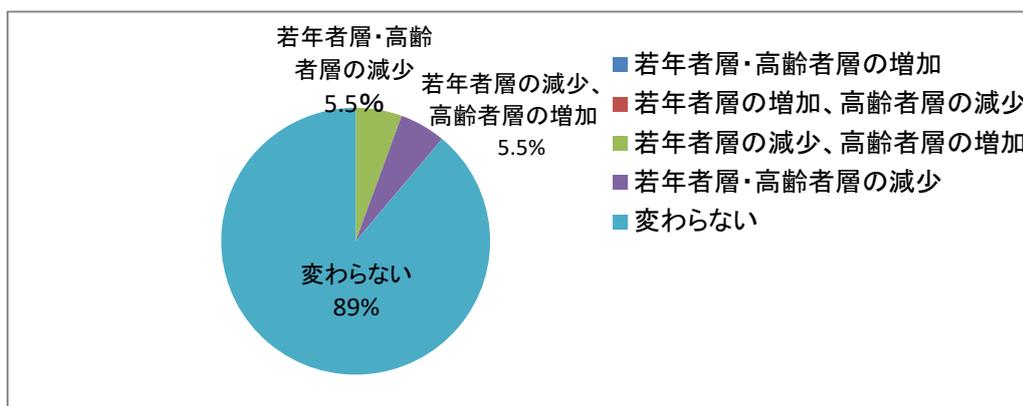
【労働者の人数】

項目	回答数	割合
概ね増加している	0	0%
概ね減少している	0	0%
変わらない	18	100%



【労働者の構成】

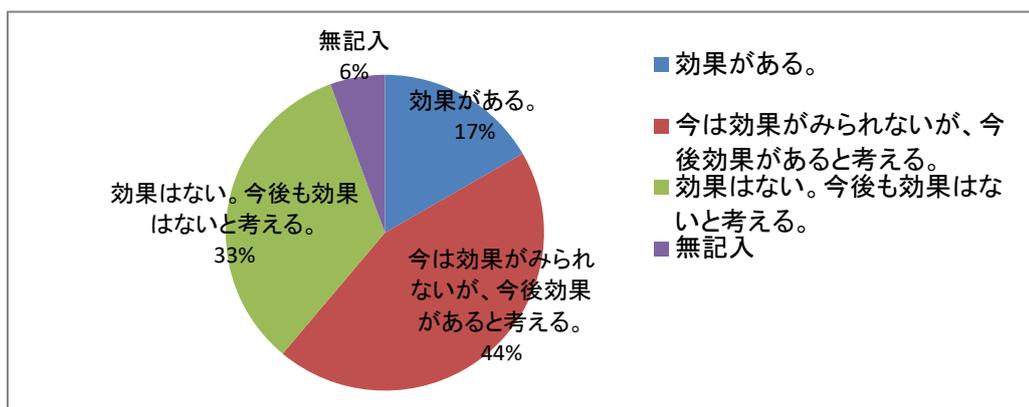
項目	回答数	割合
若年者層・高齢者層の増加	0	0%
若年者層の増加、高齢者層の減少	0	0%
若年者層の減少、高齢者層の増加	1	5.5%
若年者層・高齢者層の減少	1	5.5%
変わらない	16	89%
無記入	0	0%



問5

公契約条例は、労働環境の整備に効果があったと思いますか。また、その理由を御記入ください。

項目	回答数	割合
効果がある。	3	17%
今は効果がみられないが、今後効果があると考える。	8	44%
効果はない。今後も効果はないと考える。	6	33%
無記入	1	6%



《理由》主なもの(原文のままを掲載 以下同じ)

【効果があった】

- ・適正な賃金で作業を行なえることは、働く人のモチベーションの確保につながると思います。
- ・最低下限額の上昇により賃金も上昇している。

【今後効果があると考える】

- ・(※)国土交通省が主導する「公共工事設計労務単価」、「交通誘導警備員単価」等を基に適正な予定価格で運用されない限り効果はない。逆に適正に運用されれば効果が期待される。
- ・今後の景気動向にもよるとは思いますが、景気上昇により安定的な下限額、適正な設計金額の設定→適正な契約金額の環境が整えば今後の効果に期待出来ると思います。
- ・清掃業務の時間単価の下限額はまだまだ低めですが、将来的に1000円を超えてくれば効果があるかと思えます。
- ・すぐに効果を出すのは難しいと思うが、労働環境の整備に関する意識が変わるきっかけになる可能性がある。

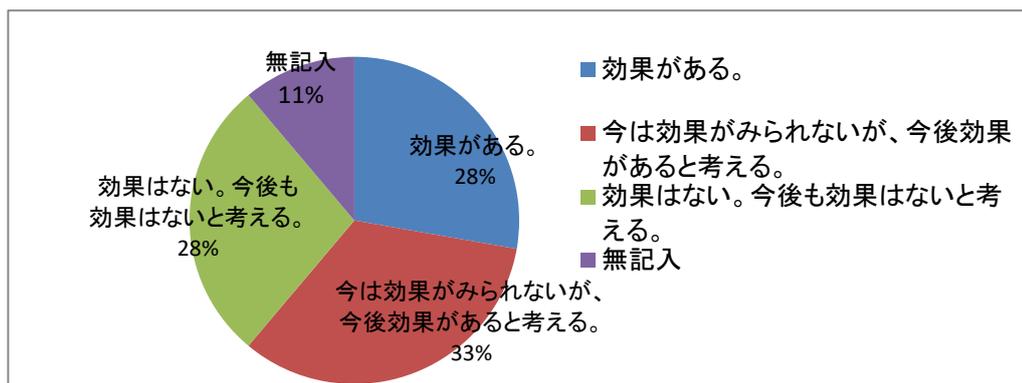
【効果はない】

- ・給与等は社内規定で決められており、公契約対象工事のみではない。
- ・公契約対象物件と対象外物件に分ける事態に問題があると思う。また、労働者にとって不公平感があるのではないかと。少なくとも国から毎年最低賃金が示されているので、それで十分ではないかと思う。
- ・台帳作成は各下請会社に任せており、下限額以上である事を前提に提出してもらっている。間違いがないか確認するには労働者の給料明細を把握しないと確認ができないが個人情報になる為、労働者の拒否がある。

問6

適用案件となったことにより、対象労働者の労働意欲の向上につながる効果があったと思いますか。また、その理由を御記入ください。

項目	回答数	割合
効果がある。	5	28%
今は効果がみられないが、今後効果があると考ええる。	6	33%
効果はない。今後も効果はないと考える。	5	28%
無記入	2	11%



《理由》

【効果があった】

- ・賃金が高い＝労働意欲向上となるので効果はある。
- ・適正な賃金で作業を行なえることは、働く人のモチベーションの確保につながると思います。

【今後効果があると考ええる】

- ・問5(※)が履行されれば、社員の教育や福利厚生に今よりコストがかけられるので、意欲のあるスタッフは向上が見られると思う。
- ・従事者が条例を理解し且つ、労働報酬下限額以上の賃金を保障されているとの思いがあり、労働意欲は向上していく事と思います。

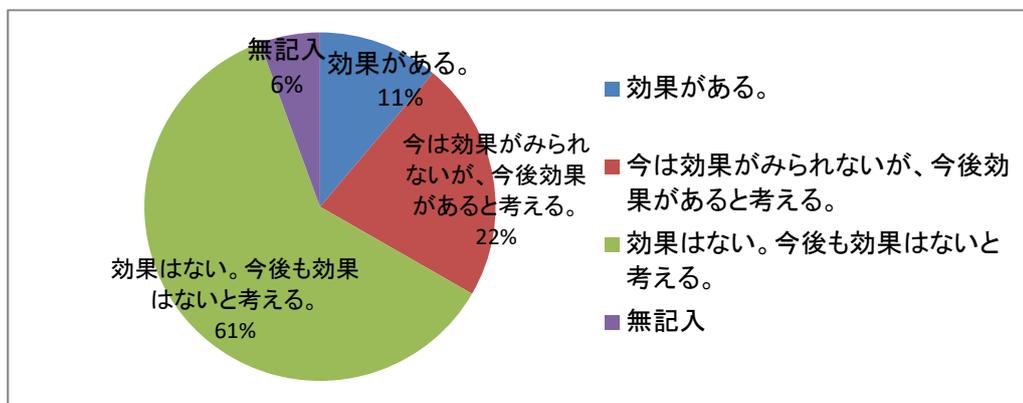
【効果はない】

- ・労働環境が向上しなければ労働意欲も向上しないが、適用案件になっても会社の状況がよくなるわけではない。
- ・企業にとっては、適用案件で働く従業員と対象案件以外で働く従業員の不公平感の解消に非常に労力を費やす状況にある。
- ・対象だからといって賃金が上がるわけではないし、特にモチベーションが上がることはない。
- ・特に変わりがない。

問7

適用案件となったことにより、工事・業務の質の向上につながる効果があったと思いますか。また、その理由を御記入ください。

項目	回答数	割合
効果がある。	2	11%
今は効果がみられないが、今後効果があると考ええる。	4	22%
効果はない。今後も効果はないと考える。	11	61%
無記入	1	6%



《理由》

【今後効果があると考ええる】

・適用案件を周知することにより、意識的に業務に従事し、今後質の向上につながると思います。

【効果はない】

・公契約対象工事のみ質の向上が認められるとすれば、そのこと自体に問題がある

・質の向上は、設備、現場における指導監督や教育へ投資しなければならず、適正料金と不良業者の排除、行政側の監査などが適正に実施されることにより、今後の効果が期待できると考えます。

・弊社ではどのような案件でも業務の質は変えずにやっておりますので適用案件だからと言って業務の質が向上する事はない。

・工事・業務の質を高くすることは当たり前であり、プロとしての意識の問題。現場によって変わるものではない。

・適用案件であるから向上になるとは、考えにくい。我々は、委託料の範囲で仕事を行っているので、委託料が上がるか下がるかで質の向上につながるものと考えています。

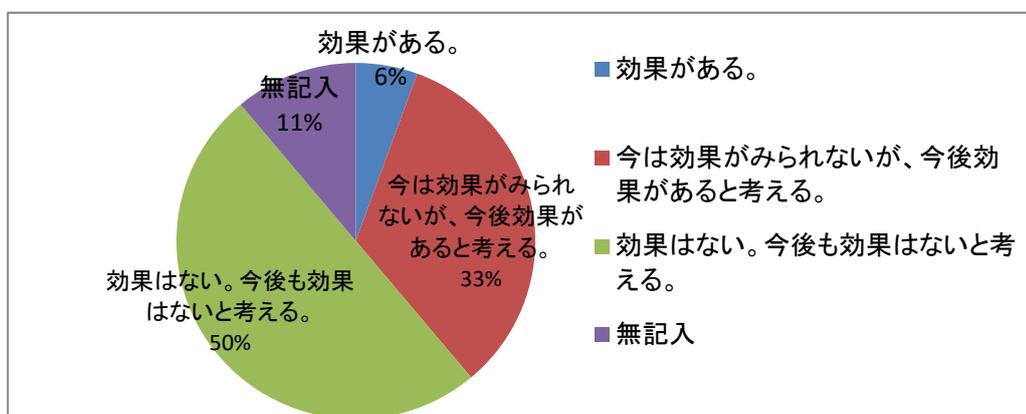
・労働者は通常通りの対価と思っているため。

・公契約条例に関わらず、当社をはじめ全ての下請負業は工事の質の向上に努めている。

問8

適用案件の工事・業務を履行する中で、公契約条例が地域経済の活性化につながる効果があると思いますか。また、その理由を御記入ください。

項目	回答数	割合
効果がある。	1	6%
今は効果がみられないが、今後効果があると考ええる。	6	33%
効果はない。今後も効果はないと考える。	9	50%
無記入	2	11%



《理由》

【今後効果があると考える】

・地元企業優先の考えは、地域経済の活性化に対する効果を感じます。あくまで前問にあるように、すべて適正に行われれば、今後は大いに期待できると考えます。ただし、適正な入札や監査システムなどができなければ、いつまでも入札はダンピング合戦の状態になってしまうものと考えます。

- ・従業員の賃金が安定すれば地域活性化につながると思います。
- ・下限額が定められていれば給料が上がリ、厚木市内で消費すればいずれ厚木地域経済の活性化が進むと考える。

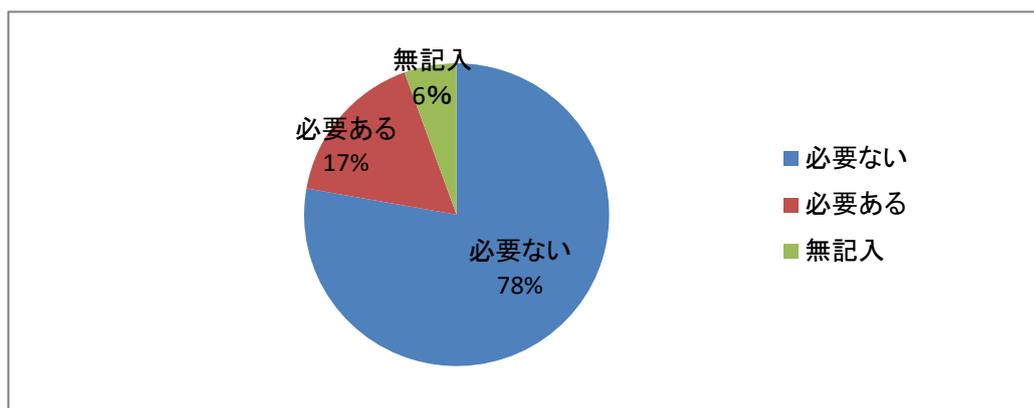
【効果はない】

- ・少なからず地域経済への効果があるのかも知れないが、特にあると感じれない。
- ・直接地域とは関係ないと考える。
- ・公契約条例が、市民に浸透しないと経済の活性化につながるかどうかの判断は出来ないのでは。
- ・労働者は通常通りの対価と思っているため。
- ・市内業者ばかりではないので効果は見えてこないと思う。
- ・特に効果の話は聞かない。

問9

公契約条例では、適用案件の受注者は、対象労働者の氏名、業種、労働時間等を記載した台帳を市長へ提出することとなっていますが、当該台帳の作成・提出に当たって、台帳の仕様や提出方法等の見直しが必要と思われますか。また、その理由を御記入ください。

項目	回答数	割合
必要ない	14	78%
必要ある	3	17%
無記入	1	6%



《理由》

【必要ない】

・現状の台帳で問題ない。

・適正な労働環境が確保され、労働者のやる気や質を向上させて、地域経済の活性化を図るためには、知識を有する者(社会保険労務士など)の監査が必要であり、性善説に立った形式的な書面の提出と審査では足りないと考えます。

【必要がある】

・記載方法がわかりづらい、もう少し簡潔に記載できるとよい。提出はメールで行えるので良いと思う。

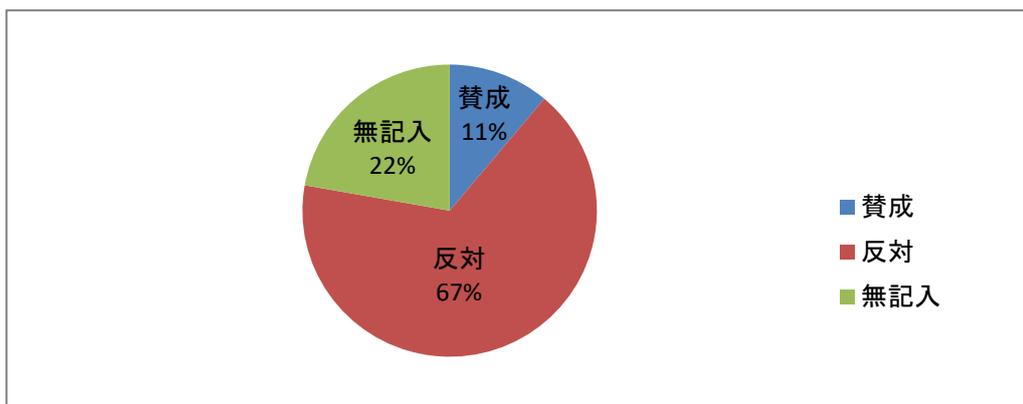
・台帳には、労働者名まで記入させていますが個人名は、個人情報の観点から問題があるように思える。また、年間全てを提出させてどのように反映させているのか意図するところが分からない。

・台帳入力の簡素化(入力や用語の質問が多数あり入力に時間がかかる)
厚木市では工期期間が公契約条例の対象だが、神奈川県と同じような特定月のみの調査・提出に変更できないのか。

問9-1

現在、提出をお願いしている台帳には実際の賃金を記入させていません。(確認後、削除して市に提出。)台帳に実際の賃金を記入して提出させることについて、どのようにお考えですか。また、その理由を御記入下さい。

項目	回答数	割合
賛成	2	11%
反対	12	67%
無記入	4	22%



《理由》

【反対】

- ・下請負業者は現場を掛け持ちしているため、単純に計算できるものではない。
- ・月額賃金(月収)を記入しても、個々に労働時間や月収に対する考え方(年金、社会保険等)に相違があるので、意味がないと考えます。
- ・プライバシーの問題、給料の記載をされて気分の良いものではないと思う。
- ・個人情報の問題もありますので確認者だけでいいのではないかと思います。
- ・社内の事が見えてしまうので良くない。
- ・賃金は個人情報であり労働者の拒否がある。

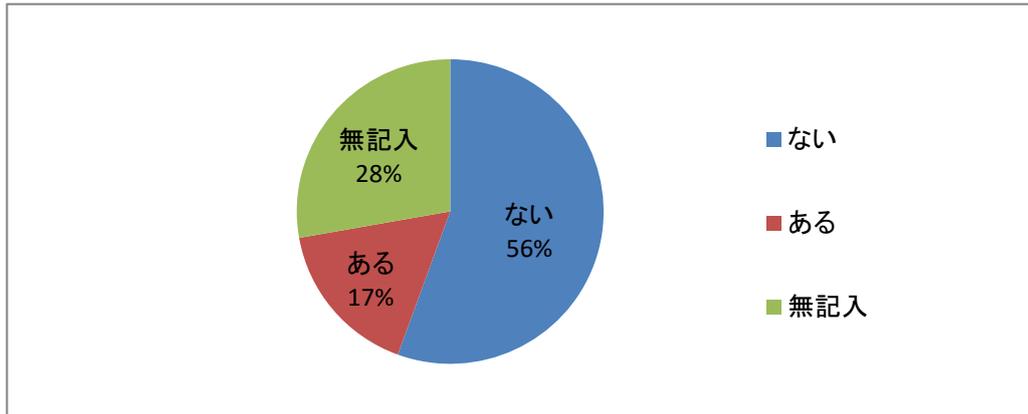
【賛成】

- ・実際の賃金支払い額は、労働報酬下限額以上を支給している為
- ・不正をさせない為には実際の賃金を記入したほうがよい。

問10

労働報酬下限額の設定金額や設定の考え方(工事は公共工事設計
 労務単価の90%、委託・指定管理は地域別最低賃金等を勘案し毎年度
 設定する額)に関して、課題があると思いますか。また、その理由を御記
 入ください。

項目	回答数	割合
ない	10	56%
ある	3	17%
無記入	5	28%



《理由》

【課題はない】

- ・現状の設定の仕方で問題ない。
- ・特に無し。

【課題がある】

・業務委託案件に関しては、入札制度を適用している限り労働下限報酬額の上昇に見合う適正な落札金額は難しく、結果として事業者の収益を圧迫する結果に繋がる事があり得ます。労働報酬下限額の上昇に見合った最低制限価格の設定が必要だと考えます。

【無記入】

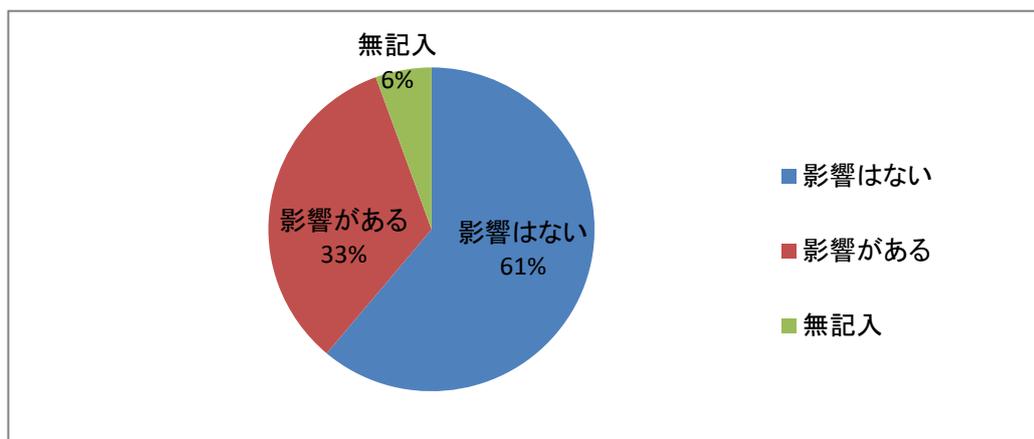
- ・労務単価の設定は各社、社内で決めているので90%と決めるのは良くない。

問11

現在本市の公契約条例の対象契約は、市が発注する予定価格1億円以上の工事の請負契約、予定価格1,000万円以上の業務の委託に関する契約及び管理協定対象委託契約を要件としています。

仮に、この要件を撤廃し、工事、業務委託・指定管理のすべての契約を対象とした場合、貴社(法人)にとって影響があると考えられますか。また、その理由を御記入ください。

項目	回答数	割合
影響はない	11	61%
影響がある	6	33%
無記入	1	6%



《理由》

【影響はない】

- ・協定に従って、業務を行うだけなので影響はない。
- ・特に無し

【影響がある】

- ・撤廃されれば手間が減り、むしろ賃金単価は上がる。
- ・公契約の工事を行う事務費用が多くかかるので、経費がかさむ。
- ・業務が増える。
- ・仮に撤廃するという事は、全ての案件に適用するとの意味であれば多いに影響がある。当然企業の利益に影響することであり、最低賃金が毎年上昇している中で厚木市だけが何故そこまでの意図が分かりません。
- ・簡略化されているとは思いますが、記載・算出方法がわかりづらく手間がかかる。自社だけでなく下請け会社などのとりまとめもあり、下請け会社への説明・協力が負担となる。また、プライバシーの観点により、処理を行えるものが給料を管理できるものに限られる為、負担が増える。
- ・事業者が多くなり賃金台帳の作成に時間がとられるため
- ・台帳作成には元請け・下請け共に時間と手間がかかっており引き下げを行った場合、会社の負担が大きい。現状では台帳を作成するメリットはない。台帳作成を撤廃した場合は作成する手間がなくなる為、コスト削減に繋がる。

問12

公契約条例に対して、御意見等がありましたら、御記入下さい。

・4月の時点では神奈川県の前賃を上回っていますが、10月の時点では逆転現象が起こってしまい、神奈川県の前賃ベースに戻ってしまいます。要改善をお願いします。

・関連企業へ依頼する際、資料を見ただけではわからないと言われ、説明・指導が必要となる。また、対応できるのは企業内でも社員の賃金内容等を扱える人間に限られるので、案件が増えれば説明の手間も、作成の手間もかかり、案件が増えてしまうと対応していくのが厳しいと思われる。今後も続けていくのであれば簡易化が望ましい。また、個人のプライバシーにも配慮すべきと考える。

・条例については、決められたことに従うだけですが、台帳の提出はそのことに人を取られ、他の仕事に影響をする。台帳提出が、どのような効果を出しているのか、こちらに提示して欲しい。あまり効果が無いように感じられるので、廃止して欲しい。

・意味のない条例だと思います。